

福岡県公報

平成二十四年十月十二日
第三千四百三十七号
増刊
①

目次

条 例 (第四十八号・第六十九号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例	(税務課)	五
○福岡県スポーツ推進審議会条例	(県民文化スポーツ課)	六
○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	(男女共同参画推進課)	六
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(保健衛生課)	九
○福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例	(医療指導課)	十
○福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(高齢者支援課)	十四
○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(介護保険課)	十七
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (児童家庭課)		二十四
○福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(障害者福祉課)	四十
○福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(障害者福祉課)	四十四
○福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 (保護・援護課)		四十七
○福岡県職業能力開発促進条例	(職業能力開発課)	五十三
○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造		

○福岡県道路標識の寸法に関する条例	(道路維持課)	五十五
○福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例	(道路維持課)	六十二
○福岡県道路構造の基準に関する条例	(道路維持課)	六十四
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	七十七
○福岡県流域下水道条例	(下水道課)	八十二
○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	八十四
○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	八十四
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例	(警察本部生活保安課)	八十五

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方消費税の税率の引上げを行うこととした。

2 一 この条例中第一条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条の規定は平成二十七年十月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例

(総務部税務課)

1 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区において、環境を軸とした産業の集積又は高度化を図り、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を促進するため、地方税法第六条第一項の規定に基づき、不動産取得税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県スポーツ推進審議会条例

(新社会推進部県民文化スポーツ課)

1 スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が制定されたことを踏まえ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福岡県スポーツ推進審議会を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(新社会推進部男女共同参画推進課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による社会福祉法の一部改正により、婦人保護施設の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の制定による食品衛生法施行令の一部改正により、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について条例で定めることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による医療法の一部改正により、病院及び診療所の人員及び施設の基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(保健医療介護部高齢者支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による老人福祉法及び社会福祉法の一部改正により、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定による介護保険法等の一部改正により、介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

(福祉労働部保護・援護課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による生活保護法及び社会福祉法の一部改正により、保護施設等の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職業能力開発促進条例

(福祉労働部労働局職業能力開発課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による職業能力開発促進法の一部改正により、公共職業能力開発施設等の職業訓練等の基準について条例で定めることとされたこと等に伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例

(県土整備部道路維持課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定道路のうち県が道路管理者である県道の移動等の円滑化のために必要な構造基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県道路標識の寸法に関する条例

(県土整備部道路維持課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による道路法の一部改正により、県が道路管理者である県道に関する道路標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例

(県土整備部道路維持課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による道路法の一部改正により、県が道路管理者である県道の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける駐車料金を表示する標識について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県道路構造の基準に関する条例

(県土整備部道路建設課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による道路法の一部改正により、県が道路管理者である県道に関する道路の構造の技術的基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律の一部改正により、都市公園、公園施設及び特定公園施設の設置基準につ
いて条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県流域下水道条例

(建築都市部下水道課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定による下水道法の一部改正により、流域下水道の構造の技術上の基
準及び終末処理場の維持管理について条例で定めることとされたことに伴い、必要な
事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 国の措置に鑑み、本県警察職員の東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例の見直し
を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴
い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法
律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県風俗案内業の規制に関する条例

(警察本部生活保安課)

- 1 清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する
ため、風俗案内業について、届出書を提出しなければならないこととするとともに、

風俗案内を行うことのできる地域等を制限し、及び青少年に風俗案内所を利用させる
こと等を規制することにより、県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境を
形成することとした。

- 2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県税条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正
する。

第二十条の二十二の四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の二十二の四中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例中第一条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条の規定は平成二
十七年十月一日から施行する。

(第一条の規定による福岡県税条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例の規定中地方消費税に関する部分は
、第一条の規定の施行の日(以下「第一条施行日」という。)以後に事業者(地方税
法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の七十七第一号に規定する事業者
をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八
号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び第一
条施行日以後に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から
引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係

る地方消費税について適用し、第一条施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(第二条の規定による福岡県税条例の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の福岡県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、第二条の規定の施行の日(以下「第二条施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第二条施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十九号

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例

例

(趣旨)

第一条 この条例は、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号。以下「法」という。)第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区(以下「特区」という。)において、環境を軸とした産業の集積又は高度化を図り、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を促進するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定に基づき、不動産取得税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第二条 知事は、特区において、次の各号のいずれかに該当する建物及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について、課税免除するものとする。

一 法第二十六条第一項に規定する課税の特例の適用がある建物及びその敷地である

土地
二 法第二十七条第一項に規定する課税の特例の適用がある法人が取得する建物及びその敷地である土地であつて、法第二条第二項第二号に掲げる事業の用に供するもの

2 前項の規定の適用を受けようとする法人は、規則で定める様式により知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請に対する処分をしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(徴収猶予)

第三条 知事は、不動産取得税を賦課徴収する場合において、前条の規定により課税免除の申請があり、当該申請が真実であると認められるときは、当該申請に対する処分をする日まで、当該不動産取得税のうち課税免除すべき額に相当する税額の徴収を猶予するものとする。

2 知事は、前項の規定により徴収の猶予をしたとき、又は徴収の猶予をしないこととしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により徴収の猶予をした場合においては、その猶予をした不動産取得税に係る延滞金額のうち当該猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収猶予の取消)

第四条 知事は、前条第一項の規定による徴収の猶予を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その猶予をした不動産取得税の全部又は一部についてその猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

一 第二条第一項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

二 徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

2 知事は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(還付)

第五条 知事は、不動産取得税を徴収した場合において、当該不動産取得税について第二条第一項の規定の適用があることとなったときは、納税者の申請に基づいて、同項

の規定により課税免除すべき額に相当する税額及びこれに係る延滞金を還付するものとする。

2 知事は、前項の規定による還付をする場合において、還付を受ける納税者の未納に係る福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）第二条第八号に規定する徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

福岡県スポーツ推進審議会条例

福岡県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年福岡県条例第二十五号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を知事又は教育委員会に建議する。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第五条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、新社会推進部において処理する。この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、教育委員会事務局の協力を得て処理するものとする。

（補則）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、知事及び教育委員会の同意を得て審議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十一号

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第三条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(人権の配慮等)

第六条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしなくてはならない。

(苦情への対応)

第七条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第八条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第九条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及びその他の施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第十条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業者しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(秘密保持等)

第十一条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（職員の資質向上）

第十二条 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第十三条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

一 事務室

二 相談室

三 宿直室

四 居室

五 集會室兼談話室

六 静養室

七 医務室

八 作業室

九 食堂

十 調理室

十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 居室 次に掲げる基準

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保つために必要な措置を講ずること。

五 その他の設備 次に掲げる基準

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準）

第十四条 婦人保護施設は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合において、施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、当

該婦人保護施設の設備の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

(居室の入所人員)

第十五条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十六条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十七条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十八条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十九条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第二十条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第十三条第一項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する婦人保護施設の建物(この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る第十三条第四項第一号イの規定の適用については、同号イ中「四・九五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十二号

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「営業施設の基準」という。）」の下に「、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項の規定に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第四条 県が設置する食品衛生検査施設全体の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十三号

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設の基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三条 法第七条の二第四項の補正は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇）を乗じて得た数を既存の病床数又は当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

- 二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算入しないこと。
- 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

- 四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算入しないこと。
- 五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受け

た指定入院医療機関である病院の病床（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算入しないこと。

（介護老人保健施設に係る既存病床数）

第四条 法第七条の二第五項の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

（専属薬剤師の配置基準）

第五条 法第十八条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第六条 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第二号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

（病院の施設の基準）

第七条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次に定めるとおりとする。

一 消毒施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）であつて、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの並びに洗濯施設（法第十五条の二の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

二 談話室であつて、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するもの（療養病床を有する病院に限る。）

三 食堂であつて、内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するもの（療養病床を有する病院に限る。）

四 浴室であつて、身体の不自由な者が入浴するのに適したものの（療養病床を有する病院に限る。）

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第八条 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第九条 第七条第二号から第四号までの規定は、法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(既存病床数の補正に関する経過措置)

第二条 第三条第三号及び第四条の規定にかかわらず、当分の間、介護老人保健施設（次項に規定するものを除く。）の入所定員は、既存の病床数に算入しない。

2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が平成三十年三月三十一日までに当該療養病床の転換（療養病床を廃止し、又は減少させて介護老人保健施設の開設又は入所定員の増加を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行った介護老人保健施設の入所定員については、当該療養病床の転換後、最初に法第三十条の四第一項の規定により法第三十条の四第二項第十一号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する事項を定めるまでの間に限り、第三条第三号及び第四条中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは「入所定員数に一を乗じて得た数」とする。（病院の人員に関する経過措置）

第三条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設の全部又は一部を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。）を行う旨を平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床（以下「転換病床」という。）を有する病院に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）については、当該病院の精神病床又は療養病床の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第六条第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第一号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、

歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数と、精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

二 看護補助者 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。）

2 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師等の員数が第六条第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第六条第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第一号に掲げる看護師及び准看護師の員数は、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができるものとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感

感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはその端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

3 精神病床を有する病院（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）並びに百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ又は二（2）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）を除く。）については、当分の間、第六条第二号に掲げる看護師及び准看護師の員数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者として計算することができる。

（療養病床を有する病院の施設に関する経過措置）

第四条 平成十三年三月一日において現に医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十一号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物（平成十三年三月一日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年三月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、第七条第二号から第四号までに掲げる施設を有しないもの（平成十三年三月一日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、当該規定は適用しない。
（療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置）

第五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において現に、特定

介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第八条第一号又は第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

2 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が次項に規定する看護師等の員数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条第一号及び第二号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一とする。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とするものとする。

3 第八条に規定する看護師等の員数及び事務員その他の従業者の員数については、当分の間、第八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第一号に掲げる看護師等の員数は、そのうちの一については看護師又は准看護師とするものとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数
（療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置）

第六条 平成十三年三月一日において現に開設されている診療所の建物（平成十三年三月一日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年三月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床を有する診療所であつて、第九条において準用する第七条第二号から第四号までに掲げる施設を有しないもの（平成十三年三月一日以降に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、当該規定は適用しない。

福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十四号

福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 養護老人ホーム（第三条―第七条）
- 第三章 特別養護老人ホーム（第八条―第十四条）
- 第四章 軽費老人ホーム（第十五条―第十八条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づき、福岡県における養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、老人福祉法及び社会福祉法並びにこれらに基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第二章 養護老人ホーム
（通則）

第三条 老人福祉法第十七条第一項に規定する条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

（基本方針）

第四条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（必要な設備）

第五条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集會室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室

九 調理室

十 宿直室

十一 職員室

十二 面談室

十三 洗濯室又は洗濯場

十四 汚物処理室

十五 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

(非常災害対策)

第六条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に非常災害時における避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(その他の基準)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、老人福祉法第十七条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 特別養護老人ホーム

(通則)

第八条 老人福祉法第十七条第一項に規定する条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第九条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(次条において「ユニット型特別養護老人ホーム等」という。

)を除く。以下この条、第十一条及び附則第二条において同じ。)は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居室に

おける生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十条 ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホーム等は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居室の定員)

第十一条 特別養護老人ホームの一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる。

(記録の整備)

第十二条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する記録で次の表の上欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の下欄に掲げる期間保存しなければならない。

一 入所者の処遇に関する計画	入所者の処遇に係る保険給付の支払の日	五年
----------------	--------------------	----

二 行った具体的な処遇の内容等の記録	入所者の処遇に係る保険給付の支払の日	五年
三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	上欄の記録の完了の日	二年
四 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録	上欄の記録の完了の日	二年
五 入所者の処遇により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	上欄の記録の完了の日	二年

(準用)

第十三条 第六条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。

(その他の基準)

第十四条 この条例に定めるものを除くほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、老人福祉法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働省令の定めるところによる。

第四章 軽費老人ホーム

(通則)

第十五条 社会福祉法第六十五条第一項に規定する条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第十六条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十七条 第六条の規定は、軽費老人ホームについて準用する。

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、社会福祉法第六十五条第二項の規定に基づき厚生労働省令の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特別養護老人ホームに関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているもの及びこの条例の施行の日以後に全面的に改築された部分を含み、同日以後に増築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

2 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる」とあるのは、「八人以下とする」とする。

(軽費老人ホームA型の基本方針)

第三条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型として指定されているものの基本方針については、第十六条の規定にかかわらず、次項から第四項までに定めるところによる。

2 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでな

ればならない。

3 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

4 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十五号

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業（第三条―第七条）

第二節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）

第三節 介護老人保健施設（第十四条―第十八条）

第四節 指定介護予防サービス等の事業（第十九条―第二十七条）

第五節 指定介護療養型医療施設（第二十三条―第二十七条）

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十

条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）に基づき、福岡県における指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の事業並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法及び旧法並びにこれらに基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業

（通則）

第三条 法第四十二条第一項第二号並びに法第七十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第四条 指定居宅サービス等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定居宅サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定居宅サービス等の事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（非常災害対策）

第五条 指定居宅サービス等の事業者で別表第一一号に掲げるものは、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報

体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(サービス提供に関する記録の整備)

第六条 指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録で次の表の上欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の下欄に掲げる期間保存しなければならない。

別表第二第一号に掲げる記録	サービスの提供に係る保険給付支払の日	五年
別表第三第一号に掲げる記録	上欄の記録の完結の日	二年

(その他の基準)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第四十二条第二項及び法第七十四条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第二節 指定介護老人福祉施設

(通則)

第八条 法第八十八条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第九条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この条、第十一条及び附則第二項において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介

護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居室の定員)

第十一条 指定介護老人福祉施設に係る一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる。

(準用)

第十二条 第五条及び第六条の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第二号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第二号」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第十三条 この条例に定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第八十八条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三節 介護老人保健施設
(通則)

第十四条 法第九十七条第一項から第三項までに規定する介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第十五条 介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この条において同じ。）は、施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十六条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十七条 第五条及び第六条の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「介護老人保健施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護老人保健施設は、入所者に対する

介護保健施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第三号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第九十七条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第四節 指定介護予防サービス等の事業

(通則)

第十九条 法第五十四条第一項第二号並びに法第一百五十四条の四第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第二十条 指定介護予防サービス等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものではない。

2 指定介護予防サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス等の事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(準用)

第二十一条 第五条及び第六条の規定は、指定介護予防サービス等の事業について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業者で別表第一第二号」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業者は、利用者に対する指定介護予防サービス」と、同条

の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第四号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第四号」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第二十二條 この条例に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第五十四条第二項及び法第百十五条の四第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第五節 指定介護療養型医療施設

(通則)

第二十三條 旧法第百十条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第二十四條 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この条において同じ。）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立つて指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二十五條 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他

の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第二十六條 第五条及び第六条の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第五号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第五号」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第二十七條 この条例に定めるものを除くほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、旧法第百十条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第二十八條 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請の場合を除く。）とする。

第二十九條 法第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請の場合を除く。）とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている指定介護老人福祉施設（この条例の施行の日以後に全面的に改築された部分を含み、同日以後に増築された部分を除く。）における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

3 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム（この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては、二人とすることができる」とあるのは、「八人以下とする」とする。

別表第一（第五条、第二十一条関係）

- 一 指定居宅サービス等の事業
 - イ 指定通所介護事業者
 - ロ 指定療養通所介護事業者
 - ハ 基準該当通所介護事業者
- 二 指定通所リハビリテーション事業者
- ホ 指定短期入所生活介護事業者
- ヘ ユニット型指定短期入所生活介護事業者
- ト 基準該当短期入所生活介護事業者
- チ 指定短期入所療養介護事業者
- リ ユニット型指定短期入所療養介護事業者
- ヌ 指定特定施設入居者生活介護事業者
- ル 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者
- 二 指定介護予防サービス等の事業
 - イ 指定介護予防通所介護事業者
 - ロ 基準該当介護予防通所介護事業者
- ハ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者

- 二 指定介護予防短期入所生活介護事業者
 - ホ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
 - ヘ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
 - ト 指定介護予防短期入所療養介護事業者
 - チ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者
 - リ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
 - ヌ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- 別表第二（第六条、第十二条、第十七条、第二十一条、第二十六条関係）
- 一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
訪問介護（基準該当サービスを含む。）	一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問リハビリテーション	一 訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所介護（基準該当サービスを含む。）	一 通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
療養通所介護	一 療養通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所リハビリテーション	一 通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所生活介護（ユニット型及び基準該当サービスを含む。）	一 短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む。）	一 特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	一 福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定福祉用具販売	一 特定福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種類	整備しておくべき記録
介護予防訪問介護（基準該当サービスを含む。）	一 介護予防訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 介護予防訪問看護計画書 三 介護予防訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問リハビリテーション	一 介護予防訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防通所介護（基準該当サービスを含む。）	一 介護予防通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防通所リハビリテーション	一 介護予防通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所生活介護（ユニット型及び基準該当サービスを含む。）	一 介護予防短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 介護予防短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む。）	一 介護予防特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

介護予防福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	一 介護予防福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定介護予防福祉用具販売	一 特定介護予防福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 指定介護療養型医療施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第三（第六条、第十二条、第十七条、第二十一条、第二十六条関係）

一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種類

整備しておくべき記録

訪問介護（基準該当サービスを含む。）	一 訪問介護（基準該当サービスを含む。）
訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	一 訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（基準該当サービスを含む。）	一 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（基準該当サービスを含む。）
通所リハビリテーション及び特定福祉用具販売	一 通所リハビリテーション及び特定福祉用具販売
療養通所介護	一 療養通所介護
短期入所生活介護（ユニット型及び基準該当サービスを含む。）	一 短期入所生活介護（ユニット型及び基準該当サービスを含む。）
短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 短期入所療養介護（ユニット型を含む。）
特定施設入居者生活介護	一 特定施設入居者生活介護
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

七 福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	イ 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録
二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）	ロ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、三の項イ並びに五の項イ及びロに掲げる記録

- イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ロ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録
 - (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- ハ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ニ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）
- イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録
- ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録
 - (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- ニ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ホ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
一 介護予防訪問介護（基準該当サービスを含む。）、介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護（基準該当サービスを含む。）、介護予防通所リハビリテーション、特定介護予防福祉用具販売	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ニ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録
二 介護予防短期入所療養介護（ユニット型及び基準該当サービスを含む。）	イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は条件である利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類 ハ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
三 介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は条件である利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類 ハ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
四 介護予防特定施設入居者生活介護	イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、二の項イ並びに四の項イ及びロに掲げる記録
五 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護	イ 受託介護予防サービス事業者が提供した受託介護予防サービスについて当該受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録 ロ 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、二の項イ並びに四の項イ及びロに掲げる記録
六 介護予防福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	イ 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録

- 五 指定介護療養型医療施設（ユニット型を含む。）
- イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ロ 入院患者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通

知に係る記録

- (1) サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- ハ 入院患者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ニ 入院患者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十六号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第二十条）
- 第二章 助産施設（第二十一条―第二十四条）
- 第三章 乳児院（第二十五条―第三十四条）
- 第四章 母子生活支援施設（第三十五条―第四十三条）
- 第五章 保育所（第四十四条―第五十二条）
- 第六章 児童厚生施設（第五十三条―第五十六条）
- 第七章 児童養護施設（第五十七条―第六十六条）
- 第八章 情緒障害児短期治療施設（第六十七条―第七十四条）
- 第九章 児童自立支援施設（第七十五条―第八十五条）
- 第十章 児童家庭支援センター（第八十六条―第八十八条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例（第八十八条第二項を除く。）において「児童福祉施設」とは、法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターであつて、知事の監督に属するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第三条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設的一般原則）

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第八条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第九条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第十条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いはしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十一条 児童福祉施設の職員は、入所している者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該入所している者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

い。この場合において、同条各号の規定中「被措置児童等」とあるのは、「入所している者」と読み替えるものとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十二条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十三条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるように適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十四条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第九条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十五条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第三項において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十六条 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分

すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(内部の規程)

第十七条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(備える帳簿)

第十八条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十九条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十条 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二章 助産施設

（種類）

第二十一条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第二十二条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第二種助産施設の職員）

第二十三条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第二種助産施設と異常分べん）

第二十四条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 乳児院

（設備の基準）

第二十五条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十六条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

（職員）

第二十七条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。第三十六条第三項、第五十四条第二項第六号イ、第五十八条第四項、第六十条第四号、第六十八条第三項、第七十六条第四項及び第七十八条第四号において同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければ

ならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十八条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第二十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第三十条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、そ

の人格の形成に資することとなるものでなければならぬ。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十五条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第三十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第三十二条 乳児院の長は、第三十条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十三条 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第三十四条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第三十五条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。

三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。

四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第三十六条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において、母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十七条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第三十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法の規定による高等学校(中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)の規定による中等学校を含む。第五十四条第二項第四号、第六十条第八号及び第七十八条第七号において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第三十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談

、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十一条 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第四十二条 第三十五条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、次章の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第四十三条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 保育所

(設備の基準)

第四十四条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保

育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第二条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分		施設又は設備
	常用	避難用	
二階	常用	避難用	一 屋内階段 二 屋外階段
	常用	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	常用	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすもの

	四階以上		とす。 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
	常用		一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
避難用		階段	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第四十五条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十四条第一項の規定にかかわらず、

当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第四十六条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）二十人につき

一人以上)、満四歳以上の幼児三十人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児三十五人以上につき一人以上、長時間利用児三十人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間等)

第四十七条 保育所における保育時間は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第四十八条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める保育指針に従うものとする。

(保護者との連絡)

第四十九条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(不審者等の侵入防止対策)

第五十条 保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。

(公正な選考)

第五十一条 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第五十二条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第五十三条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第五十四条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

二 外国の大学において、社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第五十五条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第五十六条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第五十七条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第五十八条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第五十九条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又

は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者であつては、社会福祉事業に従事した期間
 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第六十条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの
 （養護）

第六十一条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第六十二条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第六十三条 児童養護施設の長は、第六十一条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第六十四条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第六十五条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童

と起居を共にさせなければならぬ。

(関係機関との連携)

第六十六条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第六十七条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、これを別にする事。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第六十八条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二

項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第六十九条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に必要知識を得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第七十条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られる

ように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十一条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十二条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第七十三条 情緒障害児短期治療施設については、第六十五条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第九章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第七十五条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十七条(第二号ただし書を除く。)(の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第七十六条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあ

つては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第七十七条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に關して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者にあつては、三年以上)従事した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲

ける期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

第七十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものは前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学

科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第七十九条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者
（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第六十二条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

第八十一条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため

の計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十二条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第八十三条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第八十四条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十五条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第八十六条 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

(職員)

第八十七条 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第八十八条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健

所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特例幼児連携保育所の特例)

第二条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例(平成十八年福岡県条例第五十四号)第二条第一号の幼児連携型認定こども園の要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼児連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼児連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼児連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第四十四条第五号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	三三〇+一〇〇×(学級数-二)平方メートル

2 特例幼児連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼児連携保育所が構成する幼児連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第四十四条第五号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	三三〇+一〇〇×(学級数-二)平方メートル

二学級以下	三三〇+三〇×(学級数ー一) 平方メートル
三学級以上	四〇〇+八〇×(学級数ー三) 平方メートル

3 特例幼児保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第四十六条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼児保連携保育所が構成する幼児保連携施設の職員(当該特例幼児保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

5 前項の規定にかかわらず、第三項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

6 前各項の規定は、福岡県認定こども園の認定要件に関する条例第二条第一号の幼児保連携型認定こども園の要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼児保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼児保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼児保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

(乳児院に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に存する乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除き、平成二十三年六月十七日(以下「基準日」という。)において建築中のものを含み、基準日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第二十五条の規定の適用については、同条第一号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、同条第二号中「二・四七平方メートル」とあるのは「一・六五平方メートル」と読み替えるものとする。

(母子生活支援施設に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設(基準日において建築中のものを含み、基準日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第三十五条の規定の適用については、同条第一号中「室及び相談室」とあるのは「室、調理場、浴室及び便所」と、同条第二号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯」とあるのは「一世帯」と、同条第三号中「三十平方メートル以上であること。」とあるのは「おおむね一人につき三・三平方メートル以上であること。ただし、平成十年四月一日以前に建築された母子生活支援施設にあつては、おおむね一人につき二・四七平方メートル以上であること。」と読み替えるものとする。

第五条 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

(児童養護施設に関する経過措置)

第六条 この条例の施行の際現に存する児童養護施設(基準日において建築中のものを含み、基準日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第五十七条の規定の適用については、同条第一号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と、同条第二号中「四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。」とあるのは「十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上(平成十年四月一日以前に建築された児童養護施設にあつては、二・四七平方メートル以上)とすること。」と読み替えるものとする。

(家庭支援専門相談員に関する経過措置)

第七条 この条例の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この条において「乳児院等」という。)に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者(基準日以前から担当している者に限る。)は、第二十七号第二項、第五十八号第二項、第六十八号第四項又は第七十六号第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。

(施設の長に関する経過措置)

第八条 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障

害児短期治療施設の長（平成二十三年九月一日以前から引き続き当該乳児院等の長である者に限る。以下この条において「乳児院等の長」という。）である者については、第二十九条第一項、第三十七条第一項、第五十九条第一項又は第六十九条第一項の規定にかかわらず、当該乳児院等の長の資格を有する者とする。

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十七号

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

例

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定障害福祉サービスの事業等（第三条―第十八条）

第二節 障害福祉サービスの事業（第十九条―第二十九条）

第三節 指定障害者支援施設（第三十条―第三十三条）

第四節 障害者支援施設（第三十四条―第三十七条）

第五節 地域活動支援センター（第三十八条―第四十一条）

第六節 福祉ホーム（第四十二条―第四十五条）

第三章 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第四十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づき、福岡県における指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービス

の事業等」という。）、障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに福祉ホームの人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第二章 障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定障害福祉サービスの事業等

（通則）

第三条 法第三十条第一項第二号イ及びロ並びに法第四十三条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（一般原則）

第四条 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（基本方針）

第五条 指定居宅介護の事業は、利用者が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活

等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第六条 指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第七条 指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの

でなければならぬ。

第八条 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第九条 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第十条 指定共同生活介護の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第十一条 指定自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第十三条 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第十四条 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労

の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第十五条 指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第十六条 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(非常災害対策)

第十七条 この節に規定する事業（第五条及び第九条に規定するものを除く。）の事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、法第三十条第二項及び法第四十三条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第二節 障害福祉サービス事業

(通則)

第十九条 法第八十条第一項に規定する条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(一般原則)

第二十条 障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情

を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第二十一条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十二条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十三条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十四条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十五条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に

規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものではない。

第二十六条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十七条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二十八条 第十七条の規定は、この節に規定する事業について準用する。
(準用)

第二十九条 この条例に定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三節 指定障害者支援施設
(通則)

第三十条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

第三十一条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場

に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条 第十七条の規定は、指定障害者支援施設について準用する。
(準用)

第三十三条 この条例に定めるものを除くほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第四十四条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第四節 障害者支援施設
(通則)

第三十四条 法第八十四条第一項に規定する条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

第三十五条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十六条 第十七条の規定は、障害者支援施設について準用する。
(準用)

第三十七条 この条例に定めるものを除くほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する

る基準は、法第八十四条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第五節 地域活動支援センター

第三十八条 法第八十条第一項に規定する条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十条 第十七条の規定は、地域活動支援センターについて準用する。

(その他の基準)

第四十一条 この条例に定めるものを除くほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第六節 福祉ホーム

(通則)

第四十二条 法第八十条第一項に規定する条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第四十三条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第四十四条 第十七条の規定は、福祉ホームについて準用する。

(その他の基準)

第四十五条 この条例に定めるものを除くほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、法第八十条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第四十六条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項、法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び法第四十一条第四項において準用する場合を含む。))及び法

第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者(療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるもの)に限る。)に係る指定の申請の場合を除く。)とする。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十八号

福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定通所支援の事業（第三条―第十条）

第二節 指定障害児入所施設等（第十一条―第十四条）

第三節 福祉型障害児入所施設等（第十五条―第十八条）

第三章 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という

。）に基づき、福岡県における指定通所支援の事業、指定障害児入所施設等及び福祉型障害児入所施設等（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定通所支援の事業

（通則）

第三条 法第二十一条の五の十八第一項及び第二項に規定する条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

（一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（基本方針）

第五条 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第六条 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第七条 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第八条 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(非常災害対策)

第九条 この節に規定する事業(前条に規定するものを除く。)の事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(その他の基準)

第十条 この条例に定めるものを除くほか、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき厚生労働省令の定めるところによる。

第二節 指定障害児入所施設等

(通則)

第十一条 法第二十四条の十二第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(一般原則)

第十二条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人權の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第十三条 第九条の規定は、指定障害児入所施設等について準用する。

(その他の基準)

第十四条 この条例に定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、法第二十四条の十二第三項の規定に基づき厚生労働省令の定めるところによる。

第三節 福祉型障害児入所施設等

(通則)

第十五条 法第四十五条第一項に規定する条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち福祉型障害児入所施設等に係るものは、この節の定めるところによる。

(一般原則)

第十六条 福祉型障害児入所施設等は、入所している者の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設等は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該福祉型障害児入所施設等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 福祉型障害児入所施設等は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 福祉型障害児入所施設等は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 福祉型障害児入所施設等は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第十七条 福祉型障害児入所施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、法第四十五条第二項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三章 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第十九条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項及び法第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者（法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合を除く。）とする。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十九号

福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第十二条）
- 第二章 救護施設（第十三条―第二十二條）
- 第三章 更生施設（第二十三条―第二十八條）
- 第四章 授産施設（第二十九条―第三十四條）
- 第五章 宿所提供施設（第三十五条―第四十条）
- 第六章 医療保護施設（第四十一条）

附則
第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、保護施設等の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例（第二十九条第二項を除く。）において「授産施設」とは、法第三十条八条第一項第四号に掲げる授産施設及びその他の授産施設で社会福祉法第二条第二項第七号に掲げるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 保護施設等（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び医療保護施設をいう。以下同じ。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 保護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第五条 保護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第六条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと

同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
(職員の専従)

第七条 保護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
(職員の資質向上)

第八条 保護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(秘密保持等)

第九条 保護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 保護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第十条 保護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2 保護施設等は、その行った処遇に関し、法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第十一条 保護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。
2 保護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。
(帳簿の整理)

第十二条 保護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。
第二章 救護施設
(規模)

第十三条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以上のもの(以下この章において「サテライト型施設」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。
3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。
(設備の基準)

第十四条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等によ

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等によ

り、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 食堂
 - 四 集会室
 - 五 浴室
 - 六 洗面所
 - 七 便所
 - 八 医務室
 - 九 調理室
 - 十 事務室
 - 十一 宿直室
 - 十二 介護職員室
 - 十三 面接室
 - 十四 洗濯室又は洗濯場
 - 十五 汚物処理室
 - 十六 霊安室
- 4 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。
- 5 第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 居室 次に掲げる基準
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とする。

ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 静養室 次に掲げる基準

イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからホまでに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（サテライト型施設の設備の基準）

第十五条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

（職員の配置の基準）

第十六条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長

二 医師

三 生活指導員

四 介護職員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第十七条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十八条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

(健康管理)

第十九条 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第二十一条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十二条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第三章 更生施設

(規模)

第二十三条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第二十四条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

三 集会室

四 食堂

五 浴室
 六 洗面所
 七 便所
 八 医務室
 九 作業室又は作業場
 十 調理室
 十一 事務室
 十二 宿直室
 十三 面接室
 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するため、前二項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第十四条第一項及び第二項、第五項第一号（ホを除く。）及び第二号から第六号まで並びに第六項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第二十五条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長
 二 医師
 三 生活指導員
 四 作業指導員
 五 看護師又は准看護師
 六 栄養士
 七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第二十六条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第二十一条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第二十七条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たつては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第二十八条 第十七条から第二十条まで及び第二十二条の規定は、更生施設について準用する。

第四章 授産施設

（規模）

第二十九条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 法第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第三十条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けなければならない。

一 作業室
 二 作業設備
 三 食堂

- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 作業室 次に掲げる基準
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - ロ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第三十一条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

第三十二条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第三十三条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

第三十四条 第二十条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)は、授産施設について準用する。

第五章 宿所提供施設

(規模)

第三十五条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第三十六条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 便所
- 四 面接室
- 五 事務室

2 前項第二号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第十四条第五項第一号(ホを除く。)並びに第六項第一号及び第二号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第三十七条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第三十八条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第三十九条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

第四十条 第二十条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)は、宿所提供施設について準用する。

第六章 医療保護施設

(設備及び職員等の基準)

第四十一条 医療保護施設は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他の医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県職業能力開発促進条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十号

福岡県職業能力開発促進条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 民間の職業能力開発の促進（第四条）

第三章 県が行う職業能力開発

第一節 公共職業能力開発施設（第五条―第九条）

第二節 職業訓練（第十条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、本県が設置し、又は管理運営する公共職業能力開発施設（以下単に「公共職業能力開発施設」という。）が行う職業訓練、事業主等が行う職業訓練に対する支援その他の職業能力の開発を促進するための施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定及び労働者の地位の向上並びに地域の産業の担い手となる人材の育成及び確保を図るとともに、産業集積の促進と県民経済の発展に寄与することを目的とする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 職業能力の開発及び向上は、法第三条の規定及び次に掲げる事項を基本理念とする。

一 職業能力の開発及び向上に関する施策は、事業主その他の関係者の意向を尊重す

るとともに、その自主的な取組を促すものであること。

二 公共職業能力開発施設における職業訓練は、地域の産業の担い手となる人材の育成に資するものであること。

三 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に当たっては、労働者の職業生活において有効な訓練となるよう常に訓練内容の充実と効果の向上に努めること。

第二章 民間の職業能力開発の促進

（民間の職業能力の開発及び向上の促進）

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、事業主等の行う職業訓練その他の職業能力の開発及び向上について必要な施策を講ずるものとする。

第三章 県が行う職業能力開発

第一節 公共職業能力開発施設

（公共職業能力開発施設の種類の）

第五条 公共職業能力開発施設の種類のは、職業能力開発校及び障害者職業能力開発校とする。

2 職業能力開発校は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「公の施設条例」という。）第二十条第二項の表の上欄に掲げる各高等技術専門校とする。

3 障害者職業能力開発校は、法第十六条第四項の規定により国から管理運営を委託された福岡障害者職業能力開発校とする。

（公共職業能力開発施設で行う職業訓練）

第六条 公共職業能力開発施設においては、次に掲げる職業訓練を行うものとする。

一 普通職業訓練で長期間の訓練課程のもの（以下「普通課程」という。）

二 普通職業訓練で短期間の訓練課程のもの（以下「短期課程」という。）

（入校資格）

第七条 公共職業能力開発施設に入校することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 普通課程 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると知事が認める者（以下「中学校卒業者等」という。）又は同

法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると知事が認める者（以下「高等学校卒業業者等」という。）

二 短期課程 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者

（入校）

第八条 公共職業能力開発施設に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（退校）

第九条 公共職業能力開発施設において訓練生（職業訓練を受ける者をいう。以下同じ。）が退校しようとするときは、公の施設条例第六条及び第二十二條の規定による場合を除き、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第二節 職業訓練

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第十条 法第十五條の六第一項ただし書の規定により条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その教科の全てについて簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練
（公共職業能力開発施設で行うとみなすことができる職業訓練）

第十一条 法第十五條の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者並びに職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（普通課程の職業訓練の基準）

第十二条 普通課程の職業訓練に係る法第十九條第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

二 訓練期間 中学校卒業業者等を対象とする場合にあつては二年、高等学校卒業業者等を対象とする場合にあつては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業業者等を対象とするときにあつては二年以上四年以下、高等学校卒業業者等を対象とするときにあつては一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができるものと認められる期間とすることができる。

三 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業業者等を対象とする場合には二千八百時間以上、高等学校卒業業者等を対象とする場合には千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

四 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

五 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

六 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

七 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一條第一項の規定による技能照査をもって代えることができる。

（短期課程の職業訓練の基準）

第十三条 短期課程の職業訓練に係る法第十九條第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 二 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。
- 三 訓練時間 総訓練時間が十二時間（管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者を対象とする訓練にあつては、十時間）以上であること。

と。

四 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

五 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

六 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

七 試験 訓練の修了時に行うこと。

(無料とする職業訓練)

第十四条 法第二十三条第一項第三号の規定により条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う普通職業訓練とする。

(公共職業能力開発施設の職業訓練指導員)

第十五条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)

第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、同令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

第四章 雑則

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十一号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 歩道等(第三条―第十条)

第三章 立体横断施設(第十一条―第十六条)

第四章 乗合自動車停留所(第十七条・第十八条)

第五章 路面電車停留場等(第十九条―第二十一条)

第六章 自動車駐車場(第二十二条―第三十二条)

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第三十三条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十条第一項の規定に基づき、県が道路管理者である県道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗り入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若

しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）において使用する用語の例による。

第二章 歩道等

（歩道）

- 第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

- 第四条 歩道の有効幅員は、福岡県道路構造の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十四号。以下「道路構造条例」という。）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

- 第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

- 第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

- 第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗り入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

- 第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗り入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

- 第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗り入れ部）

- 第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗り入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

- 第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし

、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とする

こと。
二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大き

いこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること

。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐ必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメ

トル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊り場を設けること。
(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊り場を含む。以下同

じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。

二 けあげの寸法は十五センチメートル、踏面の寸法は三十センチメートルを標準とし、けこみの寸法は二センチメートル以下とすること。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

五 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

六 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

八 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

九 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。

ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

十 階段の下面と歩道等の路面との間が一・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十一 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。

十二 踊り場の踏幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四章 乗合自動車停留所

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 路面電車停留場等
(乗降場)

第十九条 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、緑石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第二十条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
- 二 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第二十一条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第六章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第二十二条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用駐車施設)

第二十三条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行は一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第二十四条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐

車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第二十五条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十六条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十七条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十八条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十九条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十五条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第三十条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十一条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

一 第二十五条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造と同じ構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

第三十二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第三十二条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第三十三条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックの大きさは、縦三十センチメートル、横三十センチメートルを標準とする。

4 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
 (休憩施設)

第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

福岡県道路標識の寸法に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十二号

福岡県道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第三項の規定に基づき、道路（県が道路管理者である県道に限る。以下同じ。）に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下これらを総称して「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 標示板の数値 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理}府令第三号。以下「標識令」という。）別表第二（備考を除く。）の図（以下「別^{建設}表第二図」という。）に示されている道路標識の標示板の大きさを表すための数値

二 図示の標示板 別表第二図において標示板の数値が示されている標示板

三 文字等の数値 別表第二図に示されている道路標識の文字及び記号の大きさを表

すための数値

四 図示の文字等 別表第二図において文字等の数値が示されている文字及び記号

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、道路法及び標識令において使用する用語の例による。

(図示の標示板の寸法)

第三条 図示の標示板の寸法については、次項から第八項までに定めるところによる。

2 図示の標示板の寸法は、標示板の数値にセンチメートルを付して表したものである。

3 前項の規定にかかわらず、自動車専用道路（道路法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設置する案内標識であつて、地名を表示するものについては、地名を表示する文字の字数の多少により前項の規定による横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する案内標識については、前二項の規定による寸法の三倍まで拡大することができる。

5 第二項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあつては第二項の規定による寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあつては同項の規定による寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。

6 第二項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識に係る次の各号に掲げる寸法については、当該各号に定める寸法に拡大することができる。

一 駐車場を表示する案内標識であつて、標識令別表第二備考一（以下単に「備考一」という。）に規定する便所を表す記号を表示するものの横寸法 第二項の規定による寸法の二・五倍までの寸法

二 道路の通称名を表示する案内標識の横寸法（標識令別表第二に示されている道路標識の番号（以下「標識番号」という。）が（一一一九一C）のものにあつては、縦寸法） 表示する文字の字数により必要と認められる寸法

7 第二項及び前項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識又は警戒標識であつて、次の各号に掲げるものについての寸法は、当該各号に定め

る寸法に拡大することができる。

- 一 駐車場を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（一一八の四一A）のものに限る。）、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識、高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識（標識番号が（一一八の四一A）又は（一一八の四一B）のものに限る。）及びまわり道を表示する案内標識（標識番号が（一二〇一A）のものに限る。）並びに警戒標識であって、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第二項又は前項の規定により定めた寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍の寸法

- 二 登坂車線を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（一一八の二一A）のものを除く。）及び道路の通称名を表示する案内標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第二項又は前項の規定により定めた寸法の一・五倍又は二倍の寸法

- 8 補助標識の寸法については、その附置される案内標識又は警戒標識について第三項から前項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。

第四条 図示の標識板以外の道路標識の標識板の寸法は、前条第二項から第八項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

（図示の文字等の寸法）

第五条 図示の文字等の寸法については、次項から第五項までに定めるところによる。

- 2 図示の文字等の寸法は、文字等の数値にセンチメートルを付して表したものととする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文字の寸法は、当該各号に定める寸法とする。

- 一 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、入口の方向、入口の予告、方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示するもの、著名地点を表示するもの（標識番号が（一一四一B）のものに限る。）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号又は総重量限度緩和指定道路を表示するもの、高さ限度緩和指定道路を表示するもの（標識番号

が（一一八の四一A）又は（一一八の四一B）のものに限る。）並びに道路の通称名又はまわり道を表示するもの以外のものの文字の寸法 次の表の上欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法（ローマ字にあつては、その二分の一の寸法）。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍の寸法に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の寸法(単位 センチメートル)
七〇以上	一〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	三〇

- 二 方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示する案内標識 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 矢印の部分以外の部分の文字の寸法 前号の規定による寸法

ロ 矢印の部分の文字の寸法 イに掲げる文字の寸法の〇・六倍の寸法

- 三 著名地点を表示する案内標識（標識番号が（一一四一B）のものに限る。）の文字の寸法 十センチメートル

- 4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる記号の寸法は、当該各号に定める寸法とする。

- 一 市町村、都府県、方面、方向及び距離、方面及び距離、方面及び距離、方面及び方向の予告、方面及び方向、方面、方向及び道路の通称名の予告、方面、車線及び出口の予告、方面及び出口又は著名地点を表示する案内標識の市町村章、県章又は公共施設等の形状等を表す記号の寸法 日本字の寸法の一・七倍以下の寸法

- 二 都市高速道路等に設置する方面及び方向を表示する案内標識の備考一に規定する路線を表す記号の寸法 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 備考一に規定する経由路線を表す記号 日本字の寸法の一・六倍以下の寸法

ロ 備考一に規定する方面としての路線を表す記号 日本字の寸法の一・九倍以下の寸法

- 三 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識の備考一に規定する便所を表す記号の寸法 駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の寸法

5 道路標識の文字及び記号の寸法について、当該道路標識を第三条第三項から第八項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。
(その他の文字等の寸法)

第六条 図示の文字等以外の道路標識の文字及び記号の寸法は、前条第二項から第五項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。
(緑、緑線及び区分線の太さの寸法)

第七条 道路標識の標示板の緑、緑線及び区分線の太さの寸法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

- 一 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、待避所若しくは駐車場を表示するもの又はまわり道を表示するもの(標識番号が(一一〇一B)のものに限る。)(の標示板の緑 九ミリメートル)
- 二 都道府県道番号を表示する案内標識(標識番号が(一一八の二一A)のものに限る。)(、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識及び高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識(標識番号が(一一八の四一A)又は(一一八の四一B)のものに限る。)(の標示板の緑 十六ミリメートル)
- 三 登坂車線を表示する案内標識の標示板の緑 十ミリメートル
- 四 都道府県道番号を表示する案内標識(標識番号が(一一八の二一A)のものを除く。)(及び道路の通称名を表示する案内標識の標示板の緑 八ミリメートル)
- 五 前各号に掲げるもの以外の案内標識であつて、日本語が表示されているものの標示板の緑 日本語の寸法の二十分の一以上の寸法
- 六 日本語が表示されている案内標識の標示板の緑線及び区分線 日本語の寸法の二十分の一以上の寸法
- 七 警戒標識の標示板の緑及び緑線 十二ミリメートル
- 八 終わりを表示する補助標識(標識番号が(五〇七一C)のものに限る。)(の標示板の緑及び緑線 十ミリメートル)
- 九 前各号に掲げるもの以外の道路標識の標示板の緑、緑線及び区分線 前各号の規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法

附則

この条例は、公布の日から施行する。
福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例をここに公布する。
平成二十四年十月十二日
福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十三号

福岡県道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例
(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の三の規定に基づき、道路(県が道路管理者である県道に限る。)(の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場(以下「自動車駐車場等」という。)(に設ける駐車料金を表示するための標識に関し必要な事項を定めるものとする。
(標識に表示する事項等)

第二条 前条の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 駐車料金の額
 - 二 駐車することができる時間
 - 三 駐車料金の徴収方法
 - 四 割増金の徴収に関する注意事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場等の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前条の標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。
- 3 前条の標識の形状、大きさ等は、前項の者の見やすいものでなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県道路構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第六十四号

福岡県道路構造の基準に関する条例

福岡県知事 小川 洋

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十条第三項の規定に基づき、道路（県が道路管理者である県道に限る。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

道路の存する地域		地方部	都市部
自動車専用道路又はその他の道路の別	第一種	第一種	第二種
自動車専用道路	第一種	第一種	第二種
その他の道路	第三種	第三種	第四種

2 第一種の道路は第一号の表に定めるところにより第二種から第四種までに、第二種の道路は第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は第三号の表に定めるところにより第二級から第四級までに、第四種の道路は第四号の表に定めるところにより第一級から第三級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第一種第四級又は第二種第二級である場合を除き、該当する級の一級下の級（該当する級が第三種第四級である場合には第三種第五級、第四種第三級である場合には第四種第四級）に区分することができる。

一 第一種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	二〇、〇〇〇以上	二〇、〇〇〇未満
道路の存する地域の地形		

平地部	第二級	第三級
山地部	第三級	第四級

二 第二種の道路

道路の存する地区	大都市の都心部	第二級
第一級	第二級	第二級

三 第三種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	四、〇〇〇以上	四、〇〇〇未満
道路の存する地域の地形	平地部	山地部
平地部	第二級	第三級
山地部	第三級	第四級

四 第四種の道路

計画交通量(単位 一日につき台)	四、〇〇〇以上一〇、〇〇〇未満	四、〇〇〇未満
第一級	第二級	第三級

3 前二項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。

4 第一種、第二種、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあっては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が行き回ることができ道路があるときは、小型自動車等（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第一種、第二種、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路については、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設け

ることができる。この場合において、第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路（第四項に規定する小型自動車等（第三種第二級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分）をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分）をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。

（車線等）

第四条 車道（次に掲げるものを除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

- 一 副道
 - 二 停車帯
 - 三 交差点
 - 四 車両の通行の用に供するため中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）が切断された車道の部分
 - 五 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
 - 六 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
 - 七 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間
- 2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

第一種	区分		地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）				
	第一級	第二級						
	平地部	山地部						
	第一級	第二級	平地部	山地部	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇

第四種	第三種				第二種			
	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	平地部	平地部	山地部
	一〇、〇〇〇							

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

第一種	第二種				地形	一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第一級	第二級	第三級	第四級		
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	一二、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	九、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	一一、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	八、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	一一、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	八、〇〇〇
	平地部	平地部	平地部	山地部	平地部	一七、〇〇〇

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	普通道路	小型道路
第二級及び第三級	二・五	一・二五
第四級	二	一・二五

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	普通道路	小型道路
第一種	一・二五	〇・七五
第二種	普通道路	〇・七五
	小型道路	〇・五
第三種	普通道路	〇・七五
	小型道路	〇・五
第四種	〇・五	〇・五

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種第二級から第四級までの普通道路

路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分	路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
	第一級	第二級
第一種	〇・七五	〇・五
第二種	第一級	〇・五
	第二級	〇・五

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の上欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第八条 第四種第一級から第三級までの道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メ

メートルまで縮小することができる。
 (軌道敷)
第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	三
複線	六

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 (自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設

を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第十二条 第四種第一級から第三級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種第二級から第四級までの道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
 (歩行者の滞留の用に供する部分)

第十三条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十四条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十五条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十六条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

第一種	区 分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
	第二級	第三級	
	一〇〇	八〇	八〇
			六〇

第四種	第二種		第三種		第四級
	第一級	第二級	第一級	第二級	
第四級	六〇	八〇	六〇	六〇	六〇
第三級	五〇又は四〇	六〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇
第二級	六〇、五〇又は四〇	六〇	六〇、五〇又は四〇	五〇又は四〇	三〇
第一級	五〇、四〇又は三〇	六〇	五〇、四〇又は三〇	五〇又は四〇	二〇
	四〇、三〇又は二〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	五〇又は四〇	二〇
	六〇、五〇又は四〇	六〇	六〇、五〇又は四〇	五〇又は四〇	三〇
	五〇、四〇又は三〇	六〇	五〇、四〇又は三〇	五〇又は四〇	二〇
	四〇、三〇又は二〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	五〇又は四〇	二〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十七条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十五条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十八条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)

()の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
	上欄	下欄
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	二三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇

(曲線部の片勾配)

二〇	三〇
一五	三〇

第十九条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配（単位 パーセント）
	積雪寒冷地域 種及び第三種	積雪寒冷の度が甚だしい地域 その他の地域	
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六
	その他の地域	その他の地域	八
第四種	その他の地域		一〇
			六

(曲線部の車線等の拡幅)

第二十条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十一条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
二〇	一〇〇
三〇	八〇
四〇	六〇
五〇	五〇
六〇	四〇
七〇	三〇
八〇	二〇
一〇〇	一〇

第二十二条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
二〇	二〇
三〇	三〇
四〇	四〇
五〇	五〇
六〇	六〇
七〇	七五
八〇	一〇〇
一〇〇	一六〇

2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十三条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）
	二〇	二〇
	三〇	三〇
	四〇	四〇
	五〇	五五
	六〇	七五
	七〇	一〇〇
	八〇	一六〇
	一〇〇	二六〇

2 第三種又は第四種の道路の自転車歩行者道又は歩道の縦断勾配は、五パーセント（沿道の状況等によりやむを得ない場合にあつては、八パーセント）以下を標準とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(登坂車線)

第四種		第一種、第二種及び第三種																
小型道路		普通道路					普通道路											
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇
一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	四	三	二	九	八	七	六	五	四	三
					一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。
(縦断曲線)

第二十五条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に依り、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間に付き六十メートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間に付きキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
	凹形曲線	三、〇〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇
	凹形曲線	二、〇〇〇
六〇	凸形曲線	一、四〇〇
	凹形曲線	一、〇〇〇
五〇	凸形曲線	八〇〇
	凹形曲線	七〇〇
四〇	凸形曲線	四五〇
	凹形曲線	四五〇
三〇	凸形曲線	二五〇
	凹形曲線	二五〇
二〇	凸形曲線	一〇〇
	凹形曲線	一〇〇

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(舗装)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、政令第23条第二項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第三種の自転車歩行者道又は歩道(以下「歩道等」という。)の舗装は、当該道路の存する地域及び沿道の土地利用の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、歩道等の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十七条 車道、中央帯(分離帯を除く。)&及び車道に接続する路肩には、片勾配を

付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道又は自転車道等には、一パーセント以下を標準として横断勾配を付するものとする。ただし、歩道又は自転車道等の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下の横断勾配を付することができる。

3 前条第三項本文及び第四項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十八条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	
四〇	
三〇	一一・五
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十九条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ます

その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第三十条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十一条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第三十二条 道路が鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(以下

「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十三条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十四条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

- 一 横断歩道橋等
- 二 柵
- 三 照明施設
- 四 視線誘導標
- 五 緊急連絡施設
- 六 駒止め
- 七 道路標識
- 八 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 九 他の車両又は歩行者を確認するための鏡（凸部、狭窄部等）

第三十五条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十六条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十七条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。

- 一 自動車駐車場
- 二 自転車駐車場
- 三 乗合自動車停車所
- 四 非常駐車帯

(防雪施設その他の防護施設)

第三十八条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、次に掲げるものを設けるものとする。

に掲げるものを設けるものとする。

- 一 雪覆工
- 二 流雪溝
- 三 融雪施設
- 四 吹きだまり防止施設
- 五 雪崩防止施設
- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十九条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第四十条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第四十一条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定（第七条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十四条及び第三十八条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十二条

県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第二項、第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十五条第二項、第二十六条第三項及び第四項、第三十条第三項、第三十三条並びに第三十五条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十三条

道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項及び第四項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三項及び第四項、次条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十四条

自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十二条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十三条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十五条

歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十四条から第四十二条まで及び第四十三条第一項の規定は、適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

目次

「第一章 総則（第一条）」を

「第一章 総則（第一条）」を

第一章の二 都市公園の設置（第一条の二―第一条の二）に改める。

六

第一条中「（以下「都市公園」という。）」を削る。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 都市公園の設置

（都市公園の配置及び規模の基準）

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 県が設置する都市公園は、国及び地方公共団体が設置する都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を十平方メートル以上として県内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して県民が容易に利用することができるよう配置する。

二 県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）のうち、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするもの、主として運動の用に供することを目的とするもの及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とするもので、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

三 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築）

第一条の三 都市公園においては、できる限り建築物を建築しないものとする。ただし

、都市公園の機能の増進に資する場合はこの限りではない。

（公園施設の建築面積の基準）

第一条の四 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の特例）

第一条の五 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第一条の六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の条例で定める基準は、別表第五に定めるとおりとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第一条の六関係）

番号	施設名	整備	基準

一
園路及
び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 車止めを設ける場合は、九十センチメートルの間隔を標準とし、車止めの前後に百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十七センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とし、五十メートル以上続く場合は、途中に百五十センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、斜路の両端に百八十七センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、少なくとも片側に手すりを設け、手すりは、斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとして、最大でも八パーセント以下とすること。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

へ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 通路を横断する排水溝には蓋掛けをし、通路に設ける格子蓋、マンホール等は、可能な限り通路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは、車椅子の車輪、つえの先等が引掛からない形状とすること。

チ 縁石の切下げ寸法は、幅百二十センチメートル以上、段差は、二センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、十パーセント以下とすること。

リ 危険落下防止用の縁石は、高さ十センチメートル以上とすること。

三 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていることとし、特に幅の広い場合は中間に設けるとともに、階段の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けること。

ロ 手すりの取り付け高さは、大人用八十センチメートル、子供用六十センチメートルを標準とし、その端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、降雨時においても滑りにくい仕上げとし、踏面と段鼻の段差がないこと。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ト 階段の両端には、百二十センチメートル以上水平な部分を設けること。

チ 高さが二百五十センチメートルを超える階段にあつては、高さ二百五十センチメートル以内ごとに踏幅百二十センチメートル以上の踊り場を設け、踊り場には段差を設けないこと。

リ けあげの寸法は十六センチメートル以下、踏面の寸法は三十センチメートル以上、けこみの寸法は二センチメートル以下、有効幅員は九十センチメートル以上とすることとし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。

ヌ 階段の位置は、床の舗装材を変えたり、注意喚起用床材等により明確に表示し、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。

- 四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
- ロ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず四パーセントを超える場合は、傾斜路の両端に百八センチメートル以上の水平部分を設け、手すりは、傾斜路の両端からそれぞれ五十センチメートル以上の水平部分を設けることとし、最大でも八パーセント以下とすること。
- ハ 横断勾配は、設けないこと。
- ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
- ヘ 手すりが両側に設けられていることとし、方向が変わる場合でも途切れさせないこと。
- ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 七 視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 色は原則として、黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とすること。
- ロ 大きさは、縦三十センチメートル、横三十センチメートルとし、形状は、日本工業規格 T 九二五一 に適合するものを標準とすること。
- ハ 二の項から十の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

四	管理事務所	三	休憩所	二	屋根付広場
<p>三の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>	<p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ニ 戸を設ける場合は、幅八十センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するものであること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>			

七	六	五
<p>駐車場</p>	<p>野外音 楽堂</p>	<p>野外劇 場</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野 外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 出入口は、二の項第一号の基準に適合するものであること。</p> <p>二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の 経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さ を車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル 以上とすることができる。</p> <p>ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が ないこと。</p> <p>ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、 傾斜路を併設すること。</p> <p>ニ 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とするこ とができる。</p> <p>ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とするこ とができる。</p> <p>ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者 誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備 が設けられていること。</p> <p>三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に百分の一 を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分 の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用す ることができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」とい う。）を設けること。</p> <p>四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る便所を設ける場合は、そのうち一以上は、八の項の基準に適合するも のであること。</p> <p>五 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものである こと。</p> <p>イ 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル 以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使 用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>五の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害 者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が 二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車</p>
		八
<p>四</p>		<p>便所</p> <p>台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を 加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以 下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大 型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の 駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること 。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近で あり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ない ところとし、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表 示すること。</p> <p>ロ 歩道や園地から支障なく出入りできること。</p> <p>ハ 幅は三百五十センチメートル、奥行き五百センチメートル以上とする こととし、当該施設の後部には、幅百三十五センチメートル以上の安全 路を設けること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合は、一以上の手すり付ストール型（床置型 ）の小便器が設けられていること。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前号に掲げる基準のほか、次 に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられ ていること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること 。</p> <p>三 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであ ること。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段 がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は 、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けら れていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(5) 戸を設ける場合は、原則として幅九十センチメートル以上の引き戸又 は外開き戸とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造 のものであること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>第二号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>

九	水飲場	<p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 ホ 大きさは、車椅子使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口、奥行きともに二百センチメートル以上を標準とすること。 ヘ 便器その他の機器は、車椅子使用者の動作上支障のないように配置すること。 五 第三号イ(1)及び(5)の規定は、前号の便房について準用する。 六 第三号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに第四号ロからへまでの規定は、第二号ロの便房について準用する。この場合において、第四号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
十	手洗場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p>
十一	揭示板	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 二 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>
十二	標識	<p>一 十一の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。 二 一の項から十一の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、一の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県流域下水道条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第六十六号

福岡県流域下水道条例

福岡県知事 小川 洋

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)

第七条第二項及び法第二十一条第二項(これらの規定を法第二十五条の十において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、県が管理する流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第三条 法第七条第二項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)(の条例で定める技術上の基準は、次条から第七条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第四条 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)(及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)(に共通する構造の基準は次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。ことができる。

三 屋外にあるもの(次のいずれかに該当するものを除く。)(にあつては、覆い又は柵の設置その他の下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

イ 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 ロ 人が立ち入ることが予定される部分を有するものであつて、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

- (1) 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)第六条に規定する基準
- (2) 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)第四条の三第二項の

規定に基づき国土交通大臣が定める方法によって検定した場合における検出値により、大腸菌が検出されず、かつ、濁度が二度以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、その下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

五 耐震性能を確保するために、次に掲げる措置が講じられていること。

イ 施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。ロ及びニにおいて同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

ロ 施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

ハ 施設の伸縮その他の変形により当該施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

ニ イからハまでに定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(1) 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。）及び処理施設 次に掲げる耐震性能

(イ) レベル一地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(ロ) レベル二地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該施設の所期の流下能力

及び処理機能を保持すること。

(2) その他の排水施設 (1)(イ)に定める耐震性能

（排水施設の構造の基準）

第五条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径は百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）を、排水渠の断面積は五千平方ミリメートルを、それぞれ下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他の水勢を緩和する措置が講じられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他の気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他の管渠の清掃に必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の基準）

第六条 第四条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他の臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第八条第六号において同じ。）は、次に掲げる措置が講じられていること。

イ 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

ロ 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

ハ 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(適用除外)

第七条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理)

第八条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による維持管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、次に掲げる措置を講じること。

イ 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

ロ 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

ハ 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附則
この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十七号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「次に掲げる」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）に対処するための作業のうち人事委員会が定める」に改め、同項各号を削る。

付則第三項中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を削り、「場合（前項各号に掲げる作業に従事した場合）」を「とき（前項に規定する人事委員会が定める作業に従事したとき）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十八号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十九号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことのできる地域等を制限し、及び青少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風俗営業法」という。）第二条第一項第一号又は第二号の営業をいう。

二 性風俗特殊営業 風俗営業法第二条第六項第一号若しくは第二号又は同条第七項第一号の営業をいう。

三 風俗案内 有償又は無償で行う次のイからホまでのいずれかに掲げる行為（接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。）をいう。

イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めにに応じ、当該情報のうち次のいずれかに該当する情報を提供する行為

(1) 客が受けることのできる接待（歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもて

なすことをいう。以下この号において同じ。）又は客が提供を受けることのできる特殊役務（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下この号において同じ。）の内容

(2) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項

(3) 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間

(4) 客がすることのできる遊興又は飲食に関する事項

(5) 客が支払うべき料金

ロ イの(1)から(5)までのいずれかに掲げる事項について条件を指定して、当該条件に合致する接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所、事務所又は受付所（風俗営業法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所をいう。ハ及びニにおいて同じ。）の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供する行為

ハ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となる者、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が指定する場所に送り届ける行為

ニ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となる者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供する行為

ホ イからニまでに掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となる者とする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

四 風俗案内業 風俗案内を行うための施設又は設備（以下「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業をいう。

五 風俗案内業者 風俗案内業を行う者をいう。

六 青少年 十八歳未満の者をいう。

(届出)

第三条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内所ごとに、福岡県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない

ない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 風俗案内所の名称及び所在地

三 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の案内の別

四 第十四条第一項の管理者の氏名及び住所

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗案内業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあっては、風俗案内所の名称に限る。）に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、廃止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

3 前二項の届出書（前項の届出書にあっては、風俗案内業を廃止したときにおけるものを除く。）には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

イ 第二十条第一項に規定する罪

ロ 風俗営業法第四十九条、第五十条第一項第四号から第九号まで、第五十二条第一号又は第五十三条第一号若しくは第二号に規定する罪

ハ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条に規定する罪

ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条又は第六条に規定する罪

ホ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十八条第一項（同法第五十六条に係る部分に限る。）又は第百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限り、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第二項又は第四項の規定により適用する場合を含む。）に規定する罪

ヘ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

ト 福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）第十一条第二項（同条例第五条に係る部分に限る。）に規定する罪

チ 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年福岡県条例第三十七号）第十三条第二項第二号に規定する罪

リ 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二十五条第一項第三号に規定する罪

三 最近五年間に第十六条の規定による命令に違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

七 未成年者（青少年でない未成年者）にあっては、風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）

八 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの（名義貸しの禁止）

第五条 第三条第一項の届出書を提出した者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。

（特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内の禁止）

第六条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業（風俗営業法第二条第六

項第二号及び同条第七項第一号の営業に限る。)に係る風俗案内を行つてはならない。
(特定の地域における風俗案内の禁止等)

第七条 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に關し、接待風俗営業に係る風俗案内を行つてはならない。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は準住居地域

二 前号に掲げるもののほか、別表第一の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる風俗案内所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超えない区域内の地域

2 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に關し、性風俗特殊営業(風俗営業法第二条第六項第一号の営業に限る。)に係る風俗案内を行つてはならない。
い。

一 福岡県の全地域(北九州市小倉北区船頭町三番並びに福岡市博多区中洲一丁目及び二丁目を除く。)

二 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内の地域

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

ロ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

ホ 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第二条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所

ヘ 医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)

ト 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所
チ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に規定する青年の家
その他社会教育に關する施設

リ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館
3 前二項の規定は、これらの規定の適用の際現に第三条第一項の届出書を提出して風俗案内業を行つている者の当該風俗案内については、適用しない。

(従業者名簿)

第八条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に従事する者の氏名及び住所その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。
(生年月日の確認等)

第九条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日について、公安委員会規則で定める方法により、確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。
(許可の確認等)

第十条 風俗案内業者は、風俗案内業に關し風俗案内を行おうとするときは、当該風俗案内に係る接待風俗営業を営む者が風俗営業法第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けていること又は当該風俗案内に係る性風俗特殊営業を営む者が風俗営業法第二十七条第一項の届出書を提出していることを当該風俗案内を初めて行う時まで確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所の名称、当該営業を営む者の氏名その他公安委員会規則で定める事項を記載した帳簿(以下「風俗営業等確認簿」という。)を作成し、風俗案内所ごとにこれを備えなければならない。
(青少年の利用禁止の表示)

第十一条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、青少年がその風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案内所の入口その他の公衆の目につきやす

い場所に表示しなければならない。

(風俗案内業者の遵守事項)

第十二条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 午前零時(次に掲げる日の区分に応じそれぞれに定める地域内にあつては、午前一時)から日出時までの時間において接待風俗営業に係る風俗案内を行わないこと。
- イ 一月一日から同月十日までの日 福岡県の全地域
- ロ 八月十四日から同月十六日までの日 福岡県の全地域
- ハ 十二月二十五日から同月三十一日までの日 福岡県の全地域
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、習俗的行事その他の特別な事情のある日として公安委員会が指定した日 公安委員会が指定した地域及び当該地域以外の地域のうち別表第二に掲げる地域
- ホ イからニまでに掲げる日以外の日 別表第二に掲げる地域
- 二 午前零時から日出時までの時間において性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。
- 三 風俗案内所周辺において公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせないこと。
- 四 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激する図画、写真その他の物品又は文字、番号、記号その他の符号であつて、公安委員会規則で定める基準に該当するものを表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置しないこと。
- 五 卑わいな行為が行われていることを告げ、又は当該行為が行われていると思わせる方法で、接待風俗営業に関し、風俗案内を行わないこと。
- 六 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に関する情報を客に提供することを委託する契約を締結させ、又は当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、人を威迫して困惑させないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、風俗案内所の周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で風俗案内を行わないこと。

(青少年の業務従事禁止等)

第十三条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 風俗案内所において青少年を当該風俗案内業に係る業務に従事させること。
- 二 青少年に風俗案内所を利用させること。

(管理者)

第十四条 風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、風俗案内業者又はその代理人等の中から、第四項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。

- 2 風俗案内業者は、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日以内に、新たな管理者を選任しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。
 - 一 第四条第一号から第六号までのいずれかに該当する者
 - 二 未成年者
- 4 管理者は、当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に関し、その適正な実施を確保するため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 風俗案内業者又はその代理人等に対し、これらの者がこの条例の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行うこと。
 - 二 第八条の従業者名簿及びその記載について管理すること。
 - 三 風俗営業等確認簿及びその記載について管理すること。
 - 四 当該風俗案内所を利用している青少年を発見したときにおいて、当該青少年に風俗案内所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

(指示)

第十五条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人等が、風俗案内業に関し、この

条例の規定又は他の法令の規定に違反した場合において、清浄な風俗環境を害し、又は青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗案内業者に対し、清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(風俗案内業の停止等)

第十六条 公安委員会は、風俗案内業者若しくはその代理人等が風俗案内業に関しこの

条例の規定若しくは他の法令の規定に違反した場合において著しく清浄な風俗環境を害し若しくは青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗案内業者が前条の指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、風俗案内業者が第四条各号のいずれかに該当していることが判明したときは、その者に対し、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第十七条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、福岡県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 公安委員会は、前項の通知を福岡県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(調査)

第十八条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委

員会規則で定める。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 第六条の規定に違反した者
- 三 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 四 第十三条の規定に違反した者
- 五 第十六条の規定による命令に違反した者

2 第十三条第一号に掲げる行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の届出書を提出しないで風俗案内業を行った者
- 二 前号の届出書又は同号の届出書に係る第三条第三項に規定する添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
- 三 第三条第二項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書若しくは同項の届出書に係る第三条第三項に規定する添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 二 第十条第二項の規定に違反して、風俗営業等確認簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 四 第十八条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第二十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用があるときには、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とするときの刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に風俗案内業を行っている者に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「風俗案内所ごと」とあるのは、「平成二十五年四月三十日まで、風俗案内所ごと」とする。

3 前項の者がこの条例の施行の際現に第七条第一項又は第二項に規定する地域で風俗案内業に係る風俗案内を行っているときの当該風俗案内については、平成二十五年四月三十日までの間は、同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の者がこの条例の施行の際現に第七条第一項又は第二項に規定するいづれかの地域で風俗案内業に係る風俗案内を行っているときの当該風俗案内については、その者が平成二十五年四月三十日までの間に当該風俗案内業について第三条第一項の届出書を提出したときは、この条例の施行の日から一年を経過する日までの間は、第七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により第三条第一項の届出書を提出した者が行う当該風俗案内については、第七条第三項の規定は、適用しない。

6 附則第二項の者に係る第十条第一項の規定の適用については、同項中「行おうとするときは」とあるのは「行っているときは」と、「当該風俗案内を初めて行う時までに」とあるのは「平成二十五年四月三十日までに」とする。

7 附則第二項の者に係る第十条第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定による確認をしたときは」とあるのは「平成二十五年四月三十日までに」と、「当該

確認」とあるのは「前項の規定による確認」とする。

別表第一（第七条関係）

施設	距離	
	商業地域	商業地域以外の地域
学校（学校教育法第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。）	七十メートル	百メートル
児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）		
病院（医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。）	五十メートル	七十メートル
図書館（図書館法第二条第一項に規定するものをいう。）		
診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有しないものを除いたものをいう。）	三十メートル	五十メートル

備考 この表において「商業地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。

別表第二（第十二条関係）

北九州市	小倉北区のうち、魚町一丁目から四丁目まで、鍛冶町一丁目及び二丁目、京町一丁目から四丁目まで、米町一丁目及び二丁目、紺屋町、堺町一丁目及び二丁目、船頭町、船場町並びに古船場町
福岡市	八幡西区のうち、熊手一丁目、二丁目及び三丁目（一番から三番までに限る。） 、黒崎一丁目から四丁目並びに藤田三丁目 博多区のうち、中洲一丁目から五丁目まで 中央区のうち、大名一丁目及び二丁目、天神一丁目から三丁目まで、西中洲並びに舞鶴一丁目及び二丁目
大牟田市	旭町三丁目、栄町一丁目及び二丁目、新栄町、住吉町、大正町一丁目及び二丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町一丁目及び二丁目、港町並びに有明町一丁目（一番地に限る。）
久留米市	小頭町（一番地、二番地、八番地、九番地及び一番地に限る。） 、通町（二番地、三番地及び六番地に限る。） 、日吉町（一番地から一五番地までに限る。） 、本町（二番地に限る。）及び六ツ門町（一番地、二番地、三番地、五番地から一四番地まで及び一七番地から二二番地までに限る。）
飯塚市	飯塚（一番から一三番までに限る。） 、本町（一番から一二番までに限る。）及び吉原町（七番から一二番までに限る。）